

# 規制の事前評価書

## 1 規制の名称

登録誘引情報提供機関制度の創設

## 2 担当部局

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

## 3 評価実施時期

平成20年2月

## 4 規制の目的、内容及び必要性

### (1) 規制の目的

インターネット異性紹介事業<sup>\*1</sup>に関係した事件の被害児童数は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「現行法」という。）の施行前である平成14年以降、一貫して1,000人を超えている。

平成15年の現行法施行後、いったん減少していた被害児童数は、平成18年に再び増加に転じ、平成19年上半期も前年同期とほぼ同水準で推移しており、児童の被害は深刻な状況にある。

こうした現状にかんがみ、現行法を改正し、児童による利用を防止するための民間活動の促進に関する措置等を講じ、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。

### (2) 規制の内容

インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）が禁止誘引行為に係る異性交際情報を公衆が閲覧することができないようにするための措置（以下「防止措置」という。）を履行するに当たって、事業者に対し事業者以外の者が禁止誘引行為に係る情報の存在を知らせることが重要であることから、次の措置をとる。

ア インターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、事業者に提供する業務（以下「誘引情報提供業務」という。）を行う者について登録制を導入し、一定の基準等（明確で行政庁の裁量の余地のないもの）を満たす者を登録誘引情報提供機関として登録し、国家公安委員

---

\*1 面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業

会及び都道府県公安委員会が事業者の連絡先等の情報を提供できることとする。  
イ 登録誘引情報提供機関の役員等は、誘引情報提供業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

ウ 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関の業務方法が適正でないと認めるときは、業務の方法を改善するために必要な措置を命ずることができることとする。

### (3) 規制の必要性

#### ア 登録制度の創設

現状では、禁止誘引行為に当たる書き込みを認知しても通報すべき事業者の連絡先等が分からないという問題があるところ、登録誘引情報提供機関制度を創設し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が把握した事業者の連絡先等を登録機関に提供することによりこの問題が解消され、事業者の防止措置の実施が十分に確保されることから、登録誘引情報提供機関制度を創設する必要がある。

#### イ 守秘義務の創設

登録誘引情報提供機関は、国家公安委員会又は都道府県公安委員会から事業者の連絡先等の情報を受けられることができるが、仮にこれらの情報が漏れれば、登録誘引情報提供機関制度に対する国民及び事業者の信頼が失われ、同制度の円滑な運営が困難になることから、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする必要がある。

#### ウ 行政処分の創設

登録誘引情報提供機関が業務を適正に行わない場合は、登録誘引情報提供機関制度の円滑な運営に支障が生じることから、業務方法が適正でないと認めるときは、国家公安委員会が、業務の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする必要がある。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行法に関連条項はない。

なお、改正後であれば、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第18条から第27条まで、第36条及び第37条（新設）

## 6 想定される代替案

登録制を採用せず、誘引情報提供業務を行っているすべての者の求めに応じ、事業者の連絡先等を提供する。

## 7 規制等の費用

### (1) 本改正案

登録誘引情報提供機関のコストとして、登録免許税法に基づき、1万5千円の費用が発生する。その他の金銭的負担は発生しない。

### (2) 代替案

本改正案と比較して、登録免許税法に基づく費用は発生しないものの、誘引情報提供業務を行っている者で事業者の連絡先等の提供を求める者の中には、事業者の連絡先等の情報を適正に取り扱うことができない者もいることが考えられ、その場合、事業者が過大な不利益を被ることになる。

## 8 規制等の便益

### (1) 本改正案

本改正案を採用することで、

ア 登録誘引情報提供機関が、禁止誘引行為に当たる書き込みを認知したとき、当該書き込みがなされたウェブサイトを運営する事業者を把握することが可能となり、当該書き込みの存在を事業者に確実に知らせることができる。

イ 登録誘引情報提供機関に守秘義務を課すことで、誘引情報提供業務を通じて知り得た情報の適正な取扱いが担保される。

ウ 登録誘引情報提供機関が適正に誘引情報提供業務を行うことが担保される。

ことから、登録誘引情報提供機関が認知した禁止誘引行為に当たる書き込みについて、事業者が防止措置をとることになり、その結果、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止されることが期待される。

### (2) 代替案

誘引情報提供業務を適正に行う意思及び能力のない者にも事業者の連絡先等が提供され得ることから、事業者の連絡先等の情報が漏えいする可能性も否定できず、そうした場合、誘引情報提供業務の信頼性が損なわれ、事業者による防止措置が適切に行われないことが考えられる。他方で、誘引情報提供業務が適正に行われた場合は、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止されることとなる。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

事業者の禁止誘引行為に係る防止措置が適切に行われ、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止される。一方、登録誘引情報提供機関のコストとして1万5千円の費用が発生するがその他特段の金銭的負担は発生せず、得られる便益と比較して十分に正当化される範囲であることから、本改正案の導入は適切であると考えられる。

なお、代替案は、事業者の連絡先等の情報が誘引情報提供業務を行う者以外にまで提供されるおそれがあり、事業者が過大な不利益を被ることになることから、本改正案は代替案より優れている。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成19年10月から、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検

討することを目的として「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」(座長：前田雅英 首都大学東京都市教養学部長)を設置し、幅広く検討が行われ、平成20年1月に報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」をとりまとめた。

今般の法改正案については、当該報告書の内容を反映したものとなっている。

#### 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後5年を経過した時点において、登録誘引情報提供機関制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。